

I.環境影響評価制度

1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、大規模な開発事業を行う前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行い、これらを行う過程においてその事業に係る環境保全のための措置を検討し、環境と開発の調和を図っていくための制度です。概要を図1に示します。

群馬県において行われる大規模な開発事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)又は群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号。以下「条例」という。)の対象となり、法又は条例の手続が行われます。

大規模な開発事業は、その事業の種類や規模等により、法又は条例の対象となりますが、法の対象となる事業は条例の対象とはなりません。また、条例では法で規定していない種類の事業も対象としています。

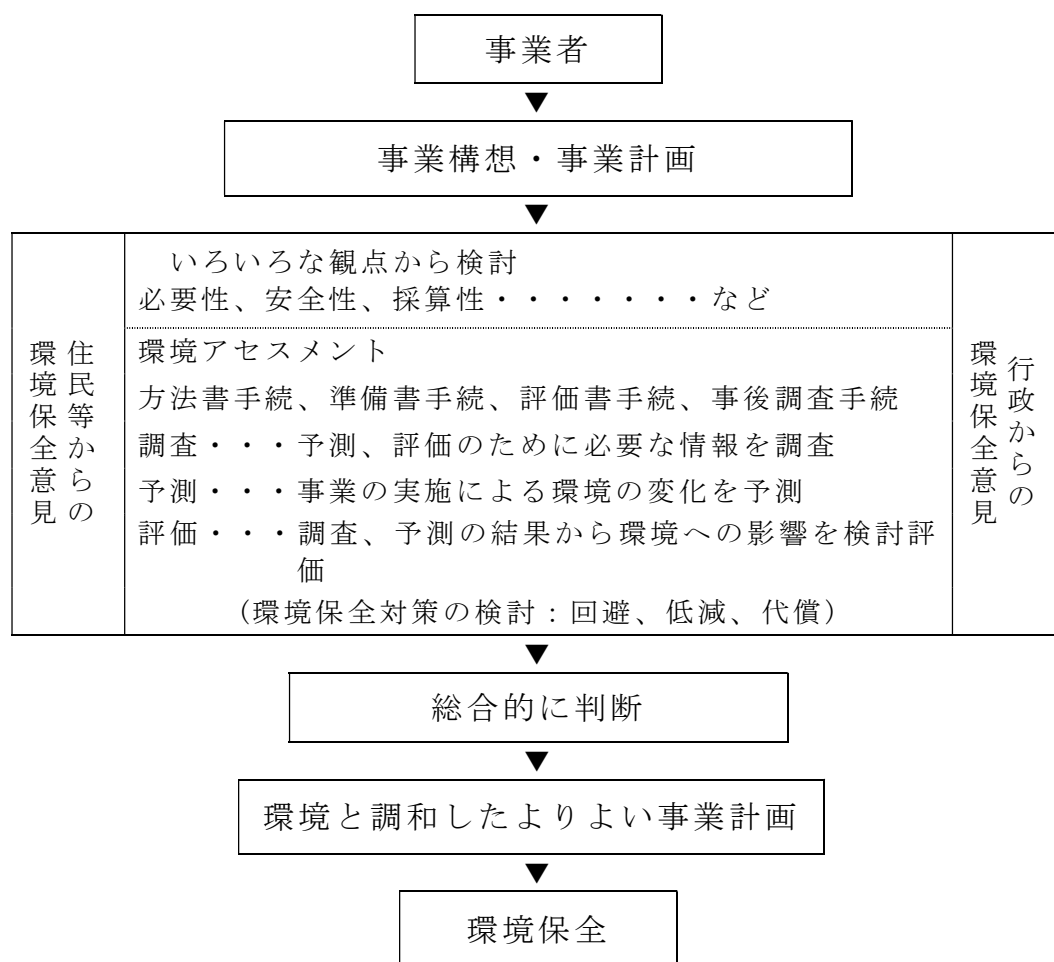


図1 環境アセスメント制度の概要

2 対象事業

条例が適用される事業は、表 1 のとおりです。

表 1 条例対象事業一覧①

区分	事業の種類		規模要件			
			一般地域		配慮地域	
			第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
1	道路※	自動車専用道路	4車線以上	—	2車線以上	—
		国道、県道、市町村道、その他の道路	4車線10km以上	4車線6km以上10km未満	4車線6km以上2車線12km以上	4車線3km以上6km未満 2車線6km以上12km未満
		農道、林道	4車線相当10km以上	4車線相当6km以上10km未満	4車線相当6km以上2車線相当12km以上	4車線相当3km以上6km未満 2車線相当6km以上12km未満
2	河川 工作物	ダム、堰	50ha以上	30ha以上50ha未満	30ha以上	15ha以上30ha未満
		放水路	50ha以上	30ha以上50ha未満	30ha以上	15ha以上30ha未満
3	鉄道、軌道		10km以上	6km以上10km未満	6km以上	3km以上6km未満
4	飛行場	陸上飛行場	滑走路2,500m以上	1,000m以上2,500m未満	1,000m以上	—
		陸上ヘリポート	滑走路20m以上	—	全事業	—
5	電気 工作物	地熱発電所	出力1万kW以上	—	全事業	—
		水力発電所	出力3万kW以上	1.8万kW以上3万kW未満	1.8万kW以上	0.9万kW以上1.8万kW未満
		送電線	50万ボルト以上	17万ボルト以上かつこう長が4km以上	50万ボルト以上17万ボルト以上かつこう長が4km以上	17万ボルト以上かつこう長が1km以上4km未満
		変電所、開閉所	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
		太陽電池発電所	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
6	工場、 事業場	排ガス量	4万Nm ³ /時以上 (ガスタービン は排ガス中の 二酸化炭素が4 千kg/時以上)	—	1.6万Nm ³ /時以上 (ガスタービン は排ガス中の 二酸化炭素が 1.6千kg/時以 上)	—
		排水量	1万m ³ /日以上	—	0.4万m ³ /日以上	—
7	廃棄物 処理施設	廃棄物最終処分場	8ha以上	—	3.2ha以上	—
		ごみ処理施設	6t/時以上	—	2.4t/時以上	—
		し尿処理施設	150kl/日以上	—	60kl/日以上	—
		産業廃棄物中間処理施設	6t/時以上	—	2.4t/時以上	—

※追加追越車線も車線に含みます。

表 1 条例対象事業一覧②

区分	事業の種類		規模要件			
			一般地域		配慮地域	
			第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
8	畜産施設	牛舎	2,500頭以上	1,500頭以上 2,500頭未満	1,500頭以上	1,000頭以上 1,500頭未満
		豚舎	1万頭以上	5千頭以上 1万頭未満	5千頭以上	3千頭以上 5千頭未満
		鶏舎	50万羽以上	25万羽以上 50万羽未満	25万羽以上	5万羽以上 25万羽未満
9	大規模建築物		高さ100m以上又は 面積10万m ² 以上	—	高さ60m以上又は 面積4万m ² 以上	—
10	土地区画整理事業		100ha以上	50ha以上 100ha未満	50ha以上	20ha以上50ha未満
11	新住宅市街地開発事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
12	新都市基盤整備事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
13	流通業務用地 流通業務団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
14	工業用地 工業団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
15	宅地、住宅団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
16	農用地の造成事業		100ha以上	40ha以上 100ha未満	40ha以上	10ha以上40ha未満
17	スポーツレクリエーション 施設用地の造成事業	スキー場	30ha以上	12ha以上30ha未満	12ha以上	3ha以上12ha未満
		スキー場を除く施設	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
18	土石の採取 鉱物の掘採事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
19	都市公園		100ha以上	40ha以上 100ha未満	40ha以上	10ha以上40ha未満
20	森林公園		30ha以上	12ha以上30ha未満	12ha以上	3ha以上12ha未満
21	学校用地の造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
22	研究所用地、 研究所団地の造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
23	墓地、墓園		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
24	浄水施設、配水施設		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
25	下水道終末処理場		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
26	発生土処分場		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
27	埋立て、干拓		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
28	その他複合開発事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満

注1 「配慮地域」とは、国立公園、国定公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区、保安林、特別緑地保全地区及び「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」の規定により指定された生息地等保全地区をいいます。

注2 この表は、群馬県環境影響評価条例施行規則(平成11年群馬県規則第43号)別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては同表を参照して下さい。

注3 「区分6」について、未利用の木質バイオマスを燃料とする工場・事業場については、排ガス量の計算にあたり、含水率（乾量基準含水率）を20%として計算できるものとします。

3 手続きの流れ

条例の対象となる事業は、次の流れ(表の上から下へ)に沿って手続きを実施することになります。

表 2 手続きの流れ

	住民等	事業者	知事	技術審査会	関係市町村長
方法書 手続		方法書の作成・送付	方法書の受理		方法書の受理
	※方法書の縦覧	※方法書の公告・縦覧を実施			
	※意見書の提出	※意見書の受理			
		※意見概要等の送付	※意見概要等の受理		※意見概要等の受理
		知事の意見書を受理、対象項目・手法を選定	知事へ意見書を提出	知事へ意見書を提出	知事へ意見書を提出
		調査・予測・評価の実施			
準備書 手続		準備書の作成・送付	準備書の受理		準備書の受理
	※準備書の縦覧、説明会への参加	※準備書の公告・縦覧・説明会の実施			
	※意見書の提出	※意見書の受理			
		※意見概要等の送付	※意見概要等の受理		※意見概要等の受理
	※公聴会への参加	※必要に応じ公聴会へ参加	※必要に応じ公聴会を開催		※必要に応じ公聴会へ参加
		知事意見の受理	知事へ意見書を提出	知事へ意見書を提出	知事へ意見書を提出
評価書 手続		評価書の作成・送付	評価書の受理		評価書の受理
	評価書の縦覧	評価書の公告・縦覧を実施			
		許認可等の手続、工事等の実施	許認可等への配慮要請		
事後調査 手続		事後調査等の実施			
	報告書の縦覧	事後調査報告書の作成・送付及び公告・縦覧の実施	報告書の受理		報告書の受理
			必要に応じて事業実施区域への立入調査、勧告・公表	知事へ環境保全対策への意見書提出	

注 1 この手続の流れは、群馬県環境影響評価条例の手続きを要約したものですので、具体的な手続きの実施にあたっては、同条例を参照して下さい。

注 2 第2種事業は、※印の項目の手続きがありません。

4 対象項目

調査、予測及び評価の対象となる項目は表 3 のとおりです。

表 3 対象項目一覧

大気環境	大気環境の良好な状態を保持すること	
	大気質	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、粉じん、有害物質
	悪臭	臭気指数、特定悪臭物質
	騒音・振動	騒音、振動、低周波音
水環境	健全な水環境を保持すること	
	水質	水質(河川・湖沼)、地下水汚染、底質
	水生生物	水生生物、水辺生物
	水循環	水象、地下水、水辺環境
地盤環境	地盤環境を安定かつ良好な状態に保持すること	
	土壌環境	土壌汚染物質
	地盤沈下	地盤沈下
	地形・地質	現況地形、注目地形
生物環境	生物の多様性の確保、自然環境を体系的に保全すること	
	植物	植物相及び注目すべき種、植生及び注目すべき群落
	生物	動物相及び注目すべき種、注目すべき生育環境
	生態系	地域を特徴づける生態系
人と自然との 触れ合い	人と自然との豊かな触れ合いを確保すること	
	景観	景観資源、主要な眺望地点、主要な眺望
	人と自然との 触れ合いの場	触れ合い活動の場
	文化財	指定文化財及び埋蔵文化財
環境への負荷	地球環境を保全すること	
	廃棄物等	廃棄物、水使用
	温室効果ガス	二酸化炭素
	オゾン層破壊 物質等	フロン等
その他(その他の生活環境、光害)		

5 住民等の参加

環境アセスメントにおいては、住民等の積極的な参加が大切です。

- 【情報の公開】：環境影響評価手続きの各段階で、住民等の皆さんに情報が公開されます。
- 【公告】：第 1 種事業に係る方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の縦覧、説明会の開催等、必要事項を事業者がお知らせします。第 2 種事業に係る評価書、事後調査報告書等、必要事項を事業者がお知らせします。
- 【縦覧】：第 1 種事業に係る方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書並びに第 2 種事業に係る評価書及び事後調査報告書は、公告日から一定期間、所定の場所で閲覧できます。
- 【説明会】：第 1 種事業準備書の内容について、より深く理解していただくために、説明会に参加することができます。
- 【意見の表明】：住民等の皆さんは、環境影響評価に対して、意見を表明することができます。
- 【公聴会】：住民等の皆さんは、知事が必要に応じて開催する公聴会の場で第 1 種事業準備書の内容について、環境保全の見地からの意見を述べるすることができます。

Ⅱ.廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査

平成 9 年 6 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(法律第 85 号)が改正され、地元住民等の意向が反映され個々の施設が地域ごとの生活環境の保全に十分配慮されたものとなるよう、廃棄物処理施設の設置(変更)許可申請に生活環境影響調査の実施、住民・市町村長の意見聴取、専門家の意見聴取等の手続きが盛り込まれました(平成 10 年 6 月 17 日から施行)。

生活環境影響調査は、許可を要するすべての廃棄物処理施設(「§ 5 I. 産業廃棄物」を参照下さい。)について実施が義務づけられています。施設の設置者は、施設が周辺地域の生活環境にどのような影響を及ぼすかをあらかじめ調査し、その結果に基づいて、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細やかな対策を検討した上で施設設置の計画を進めようとするものです。

群馬県においては、廃棄物処理施設等を設置するためには事前協議や設置許可申請等が必要です。なお、施設の種類や大きさ等によって必要となる協議等の内容は様々であるため、まず、施設を設置する場所を管轄する環境森林事務所、環境事務所又は廃棄物・リサイクル課若しくは環境保全課へ相談して下さい。

1 事前協議制度について

廃棄物処理施設(焼却炉・最終処分場等)の設置を計画した場合は、設置に関する計画について群馬県知事等と事前協議を行い、それに伴う手続が必要になります。

(1) 制度の名称

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程

(平成 11 年 9 月 28 日 制定 ※平成 5 年 3 月 31 日制定の全部改正)

(平成 25 年 3 月 1 日 改正)

(2) 制度の目的(規程第 1 条)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分、中間処理、積替え、保管等(以下「廃棄物処理等」という。)を行おうとする場合における廃棄物処理施設の設置等に関し、法に定めるもののほか、事前審査等の必要な事項を定め、当該施設の設置等を計画している者と地域住民等との合意形成手続の適正化及び廃棄物の適正な処理の推進により、生活

環境の保全を図ることを目的とする。

(3) 事前協議制度の効果、必要性

設置計画について事前に地権者、地域住民、水利権者等関係住民に周知し、同意取得することにより、事業への理解を深めることで紛争を未然に防止する。

廃棄物の適正処理を推進するために、事業計画の適正指導により処理施設の安定的確保を図る。

(4) 手続きの流れ

事前協議制度の手続きは、概ね次の流れにより進められます。

表 1 事前協議制度の手続きの流れ

手続内容	主体
事前協議書の提出(※ 生活環境影響調査方法書 等を添付)	事業者
現地調査	県等
事前協議書の公告、縦覧	県等
事業者により説明会の実施	事業者
関係地域住民等から意見書の提出	地域住民
関係市町村長から意見書の提出	市町村長
事業者に対し、関係地域住民等及び関係市町村長の意見提示	県等
技術指導等、また、必要に応じ、県廃棄物処理施設専門委員会に諮問	県からの意見徴収
意見の内容及び技術指導等に対する見解書の提出	事業者
関係市町村長と調整指示	県等
合意書の取得指示	県等
市町村長と確約書又は協定書の締結	事業者及び 市町村長
事前協議の終了通知	県等

◎事前協議終了後、廃棄物処理法等個別法による手続きに進むことができます。事前協議に関する問い合わせについては、計画地を管轄する環境森林事務所、環境事務所又は廃棄物・リサイクル課若しくは環境保全課へお願いします。

(5) 協議対象施設

施設設置等に関する計画について群馬県知事等と事前協議を行わなければならない協議対象施設は、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程(第九条)において下記のように示されています。ただし、国又は地方公共団体が施設設置等を行う場合又はこれに準ずるものとして知事が認めた場合は、この限りではありません。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 【一般廃棄物の処理施設】 | ④ 【実証施設】 |
| ② 【産業廃棄物の処理施設】 | ⑤ 【汚染土壌処理施設】 |
| ③ 【産業廃棄物の積替施設】 | ⑥ 【汚染土壌の積替施設】 |

2 生活環境影響調査について

事業者は、事前協議時において廃棄物処理施設設置等事前協議書(以下「事前協議書」という。)を知事(管轄する環境森林事務所)に提出しなければなりません。この「事前協議書」には、事業計画概要説明書や当該施設の位置図等の書類及び図面とともに「生活環境影響調査方法書」を添付するものとされています。

また、事前協議終了後の法手続きにおいて、設置許可申請書の提出時、「生活環境影響調査方法書」及び技術指導等に則って実施した調査の結果を記載した「生活環境影響調査書」も添付することになります。この時、書類内容が過去を含め整合性がとれたものでなければならぬため、提出済みの書類でも再提出(県に要確認)する必要があります。

(1) 生活環境影響調査方法書

「生活環境影響調査方法書」とは、設置協議の対象となる廃棄物処理施設の設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下生活環境影響調査という)に先立ち、調査項目、方法等の実施計画等を記載した書類です。

(2) 調査書作成のための指針

生活環境影響調査がより適切で合理的に行われるよう、平成10年10月に『廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針』(厚生省水道環境部廃棄物法制研究会)が作成されました。その後の法令等の制定及び改正、予測技術の高度化、生活環境への更なる配慮のため、平成18年9月には環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部により内容の見直しがされました。この新しい指針は環境省のHPで公開されており、ダウンロードすることができます。

(3) 生活環境影響調査の流れ

生活環境調査の基本的な流れは次のとおりです。

① 調査事項の整理	調査事項は、廃棄物処理施設の稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる生活環境への影響に関するもので、大気環境(大気質、騒音、振動及び悪臭)及び水環境(水質及び地下水)である。
	各調査事項の具体的な項目は、廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理対象となる廃棄物の種類、性状、さらに地域特性を勘案して選定する。
▽	
② 調査対象地域の設定	調査対象地域は、施設の種類及び規模、立地場所の気象及び水象等の自然的条件、人家の状況など社会的条件を踏まえて、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として設定する。
	調査事項ごとの調査対象地域は、調査実施時点で一般的に用いられている影響予測手法によって試算するか、生活環境影響調査指針に示す例示を参考にして設定する。
▽	
③ 現況把握	周辺地域における生活環境影響調査項目の現況、及び予測に必要な自然的、社会的条件を把握することを目的として、既存の文献、資料、または現地調査により行うこととする。
	施設が及ぼす生活環境への影響の大きさ、周辺地域の状況によって、現況把握の内容は異なる。
	周辺地域の自然的、社会的条件の把握は予測を行う上で必要な程度で行えば良い。
▽	
④ 予測	生活環境影響の予測は、計画されている対象施設の構造及び維持管理を前提として、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行う。
	定量的な予測が可能なものについては計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行う。
	予測方法は、調査項目に係る影響の程度を考察する上で必要な水準が確保されるよう選定する。
▽	
⑤ 影響の分析	生活環境影響の分析は、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮して行う。
	環境基準等の目標と予測値を対比してその整合性を検討すること、生活環境への影響が実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについて事業者の見解を明らかにする。
▽	
⑥ 生活環境影響調査書の作成	

出典)『廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針』(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部、平成 18 年 9 月)

(4) 生活環境影響要因と調査事項・調査項目

廃棄物処理施設の稼働や廃棄物の搬出入及び保管等に伴って生じると想定される生活環境影響要因と調査事項との関連を表 2 に示します。

なお、各調査事項における具体的な調査項目については、廃棄物処理施設の種類や規模、また、処理対象となる廃棄物の種類や性状、地域特性を勘案し、基本的には事業者により選定されます。焼却施設、最終処分場及び破碎・選別施設の標準的な影響要因と調査項目の関係を表 3～表 5 に示します。

表 2 生活環境影響要因と調査事項

調査事項	生活環境影響要因
大気質	煙突排ガス、廃棄物運搬車両の排ガス等
騒音	施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行等
振動	施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行等
悪臭	煙突排ガス、廃棄物の保管等
水質	施設排水、放流水等
地下水	周辺地下水

表 3 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目(焼却施設)

調査事項		生活環境影響要因		煙 突 排 ガ ス の 排 出	施 設 排 水 の 排 出	施 設 の 稼 働	施 設 か の 悪 漏 の 臭 洩	廃 棄 物 運 搬 車 の 走 行
		生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄(SO ₂)		○				
		二酸化窒素(NO ₂)		○				○
		浮遊粒子状物質(SPM)		○				○
		塩化水素(HCl)		○				
		ダイオキシン類		○				
		その他必要な項目		○				
	騒音	騒音レベル				○		○
	振動	振動レベル				○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)		○			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)または化学的酸素要求量(COD)			○			
		浮遊物質(SS)			○			
		ダイオキシン類			○			
		その他必要な項目			○			

出典)『廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針』(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部、平成 18 年 9 月)

表 4 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目(最終処分場)

			管理型：○		安定型：◎		遮断型：●					
調査事項			生活環境影響要因		施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流		最終処分場の存在		施設(浸出液処理設備)の稼働	埋立作業	施設(埋立地)からの悪臭の発生	廃棄物運搬車の走行
生活環境影響調査項目			陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立						
大気環境	大気質	粉じん						○○◎				
		二酸化窒素(NO ₂)								○○◎●		
		浮遊粒子状物質(SPM)								○○◎●		
	騒音	騒音レベル					○	○○◎●		○○◎●		
	振動	振動レベル					○	○○◎●		○○◎●		
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)							○●			
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	○									
		化学的酸素要求量(COD)	○	○		○						
		全りん(T-P)	○	○		○						
		全窒素(T-N)										
		ダイオキシン類	○	○								
		浮遊物質(SS)	○	○								
		その他必要な項目	○	○								
	地下水	地下水の流れ			○ ◎ ●							

出典)『廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針』(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部、平成 18 年 9 月)

表 5 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目(破碎・選別施設)

調査事項		生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車の走行
		生活環境影響調査項目				
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素(NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質(SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)または化学的酸素要求量(COD)	○			
		浮遊物質(SS)	○			
		その他必要な項目	○			

出典)『廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針』(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部、平成 18 年 9 月)

Ⅲ.大規模小売店舗立地法の概要

平成 12 年 6 月 1 日から大規模小売店舗立地法が施行され、大規模小売店舗(店舗面積 1,000 平方メートル以上)の設置者は、同法に基づき、店舗の新設や増築等を実施する際に周辺地域の生活環境に関する問題への対応を求められることになり、交通や騒音、廃棄物処理等について調査及び予測が必要になります。

1 対象

(1) 対象となる店舗

一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートルを超える店舗。建物の新築のほか、増築又は用途変更により、一つの建物内の店舗面積が基準面積を超える場合も対象店舗となります。

(2) 対象となる事項

対象となる事項は「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号)に定められており、設置者は、この指針に基づき周辺地域の生活環境の保持に配慮して店舗や附属施設を配置し、その運営に当たることが求められています。

(3) 指針に定められている主な事項

【設置者が配慮すべき基本的な事項】

- ① 立地に伴う周辺地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
- ② 地域住民への適切な説明
- ③ 都道府県からの意見に対する誠意ある対応
- ④ 小売業者の履行確保、責任体制の明確化
- ⑤ 大規模小売店舗の開店後における適切な対応

【大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項】

- ① 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - イ) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・ 駐車場の必要台数の確保
 - ・ 駐車場の位置及び構造等
 - ・ 駐輪場の確保等
 - ・ 自動二輪車の駐車場の確保
 - ・ 荷さばき施設の整備等

- ・経路の設定等

- ロ) 歩行者の通行の利便の確保
- ハ) 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮
- ニ) 防災・防犯対策への協力

② 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

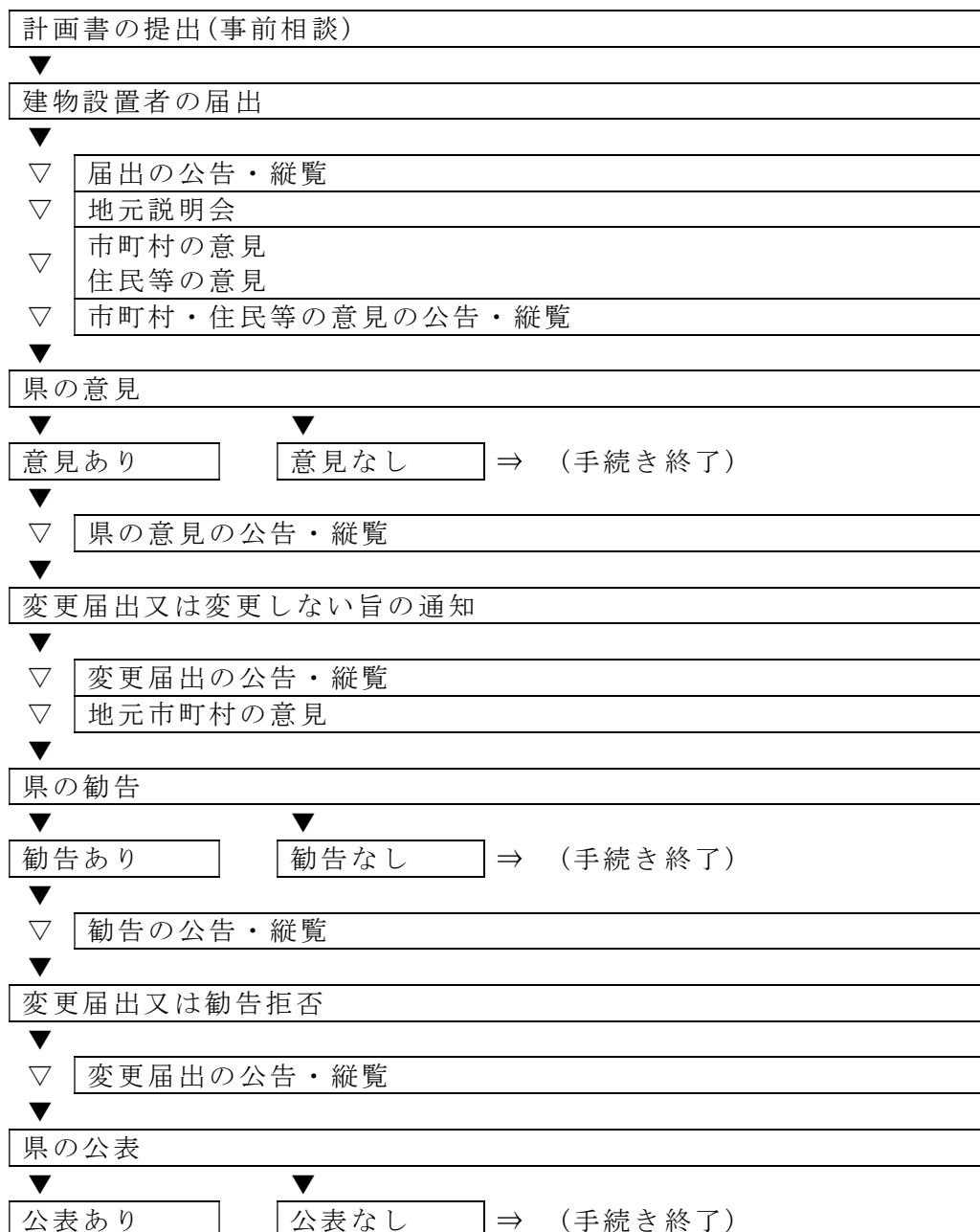
- イ) 騒音の発生に係る事項
 - ・騒音問題に対応するための対応策について
 - ・騒音の予測・評価について
- ロ) 廃棄物に係る事項等
 - ・廃棄物等の保管について
 - ・廃棄物等の処理について
 - ・その他設置者として廃棄物等に関連する対応方策について
- ハ) 街並みづくり等への配慮等

2 届出等の手続き

(1) 届出等の手続き

下記に届出等に関する概要的な手続きのフローを示します。

なお、届出先は出店地の市町村を管轄する各県民局行政事務所、問い合わせ先は群馬県産業経済部商政課商業係又は各行政事務所になります。



引用) 『大規模小売店舗立地法関連情報 届出等の手続き』
(群馬県ホームページ 2020年5月最終更新)

(2) 添付資料

大規模小売店舗の新設に関する届出に必要な添付資料(大規模小売店舗立地法第5条第2項・施行規則第4条第1項)は以下の通りです。

- ①法人にあっては、その登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し。
- ②主として販売する物品の種類。
- ③建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面。
- ④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車台数等の予測結果及びその算出根拠。
- ⑤駐車場における自動車出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車出入口の数及び位置を設定するために必要な事項。
- ⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法。
- ⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯。
- ⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面。
- ⑨冷却塔、冷暖房施設の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面。
- ⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及び算出根拠。
- ⑪夜間において施設運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及び算出根拠。
- ⑫必要な廃棄物等保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出等の予測結果及び算出根拠。
- ⑬要綱(群馬県大規模小売店舗立地法事務処理要綱)に基づく附属書類。
 - 1) 生活環境圏の設定図
 - 2) 周辺図
 - 3) 住宅地図
 - 4) 求積図及び求積表
 - 5) 騒音発生源となる設備機器の位置を建物立面図におとした図面
 - 6) 建物立面図(上記の5)を添付の場合は不要)
 - 7) 法第4条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に係る対応状況確認書